

平成26年7月3日

特別研修をまだ受講されていない会員の皆さまへ

特別研修の申込受付期間を7月11日（金）まで延長します

特定社会保険労務士が行う紛争解決手続代理業務の趣旨及び重要性は、個別労働関係紛争にかかる裁判外紛争解決手続（ADR）において、紛争当事者の一方の代理人として、個別労働関係紛争の簡易かつ迅速な解決を促進することで、国民の利便性の向上に寄与することにあるといえます。

社会保険労務士法に基づく紛争解決手続代理業務は、特別研修を修了して、紛争解決手続代理業務試験に合格した特定社会保険労務士のみ行うことができます。

平成26年度の第10回特別研修は、現在受講申込を受け付けておりますが、申込受付期間を当初予定していた平成26年7月4日（金）から7月11日（金）まで延長することといたしました。特別研修をまだ受講されていない会員の皆さまにおかれましては、紛争解決手続代理業務の趣旨及び重要性に鑑みて、積極的に特別研修の受講をお申込いただきますようご案内申し上げます。